

～令和8年1月施行！下請法は取適法へ～

下請法・下請振興法改正ポイント説明会及びフリーランス法説明会の御案内

沖縄総合事務局では、令和8年1月に施行される改正下請法、改正下請振興法及び昨年11月施行のフリーランス法の普及・啓発に取り組んでいます。

今般、当課及び経済産業部中小企業課におきまして、これらの法律に関する講習会を下記のとおり開催します。

無料ですので、お気軽にご参加ください！

1. 日時

令和7年10月16日（木）13時30分～16時15分

2. 場所

沖縄県那覇市おもろまち2-1-1
那覇第2地方合同庁舎1号館2階 大会議室

3. 定員 70名（原則として1事業者につき2名以内）

4. 対象者

下請法・下請振興法改正ポイント及びフリーランス法の知識の習得を希望する方

5. 当日の開場・受付時間等

開場・受付開始時間は、講習会開始時間の30分前です。
講習会で使用する資料は、当日会場で配布します（教材費無料）。

※ 駐車場の台数には限りがございますので、なるべくバスなどの公共交通機関をご利用ください。



○ お申込みはこちらから

申込フォーム（9月24日（水）13時から受付開始）

<https://www.jftc.go.jp/event/kousyukai/toriteki.html>

※申込フォームから申し込めない方は、下記問い合わせ先までご連絡ください。



- 申込フォームへの入力を完了すると、入力されたメールアドレス宛てに自動送信で受付申し込み完了のメールが届きますので、当該メールの受信をもって申込完了となります。
- 募集定員に達し次第、申込受付を終了いたします。なお、募集定員に達しない場合でも、開催日の3日前に申込受付を終了いたします。
- 入手した個人情報は、講習会業務以外の目的には使用いたしません。



問い合わせ先

内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引課（担当：外間、山城）

電話 098-866-0049（直通）